

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条の規定により、管理者において専決処分することができる事項を次のとおり定める。

- 1 組合債の利率を変更すること。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第4号。以下次項において「条例」という。)に基づいて議会の議決を得た工事または製造の請負契約をその議決の趣旨に反しない範囲において変更すること。ただし、変更にかかる増加額が900万円を超える場合を除くものとする。
- 3 条例に基づいて議会の議決を得た財産の取得または処分をその議決の趣旨に反しない範囲において変更すること。ただし、変更にかかる増加額が600万円を超える場合を除くものとする。
- 4 法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか1件50万円以内の権利を放棄すること。
- 5 法律上組合の義務に属する損害賠償について1件につき50万円以内において額を定めることおよびこれに伴う和解に関すること。
- 6 法第243条の2第8項の規定により50万円以内の職員の賠償責任の免除について同意すること。

(平14年8月30日・一部改正)

附 則

この専決事項は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成14年8月30日)

この専決事項は、平成14年9月1日から施行する。